

# 国立大学法人鳴門教育大学障害学生の支援に関する基本方針

令和3年 2月 9日

障害学生支援委員会

改正 令和5年9月27日

国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）は、「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」を遵守します。また、「国立大学法人鳴門教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」に則り、障害の有無に関わらず、全ての学生が平等に安心して修学することができるよう、以下に示す基本方針に則って、障害学生及び障害のある入学志願者（以下「障害学生等」という。）の支援を行います。

## 1 機会の確保

本学では、障害学生等に対する修学機会の確保と、障害のない学生と同等の学びができる場を提供します。

## 2 合理的配慮の提供

- (1) 本学では、障害学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害学生等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害学生等本人の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供します。
- (2) 合理的配慮の提供においては、権利主体である障害学生等本人の要望に基づいた調整を行います。また、具体的に要望の表明がない場合であっても、当該障害学生等がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害学生等に対して適切と思われる合理的配慮を提案します。
- (3) 合理的配慮の提供においては、障害の状態や環境等の変化に応じて、適宜、見直しを行います。

## 3 相談窓口

本学では、障害学生等の修学上の支援・相談窓口として「学生なんでも相談室」を設置しています。

## 4 情報公開

本学では、障害学生等に対し、本学全体としての受入れ姿勢・方針を示します。

## 5 施設・整備

本学では、障害学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、障害の状態、特性等に応じた環境にすることに努めます。

附 則

この方針は、令和3年2月9日から実施する。

附 則

この方針は、令和5年9月27日から実施し、令和6年4月1日から適用する。